

ワークマンCSR調達ガイドライン

ワークマンは、お客様の声を製品に活かし、「声のする方に、進化する。」を企業理念としています。本ガイドラインは、この企業理念の実現と、ワークマンおよびワークマンの製品の生産に関わるすべての生産パートナーの持続可能な発展に向け、どのような行動をすべきかについての基本的な考え方と具体的な行動指針を示すものです。ワークマンは、生産パートナーとの未来志向の取引関係の構築を目指して、本ガイドラインを遵守し継続的な改善を図る生産パートナーの取り組みを支援・協力してまいります。

<法令等の遵守>

【一般的な遵守事項】

- 生産パートナーは、事業活動を行う国・地域で適用されるすべての法令、政府機関の命令、及び取引慣行として一般に要求される社会規範（以下、「法令等」という。）に従わなくてはならない。

<公正な取引と腐敗防止>

【公正な競争】

- 生産パートナーは、公正かつ自由な競争を尊重し、各国・地域の関連法令等を遵守しなければならない。
- 生産パートナーは、下請会社に対して、優越的地位を濫用してはならない。

【汚職・腐敗行為の禁止】

- 生産パートナーは、贈収賄、マネーロンダリング、不適切な利益の供与・受領、強要、横領など、あらゆる形態の汚職・腐敗行為を行ってはならない。

【反社会的勢力の排除】

- 生産パートナーは、反社会的勢力（暴力団・犯罪組織およびこれらに準ずる者など）を排除し、一切関係を持つてはならない。

【内部通報制度】

- 生産パートナーは、労働者が行った自社内部で行われている不正の告発に対しては、報復をしてはならず、当該不正に対して真摯に解決に取り組まなければならない。

<個人情報や知的財産等の管理>

【重要情報の適切な管理】

- 生産パートナーは、個人情報や機密情報を正当かつ適切な手段での入手を徹底するとともに、厳格かつ厳正に管理し、外部への漏えいを防止しなければならない。

【他者の財産権の尊重】

- 生産パートナーは、第三者（または帰属する）知的財産権を尊重し、不正な使用により第三者の権利を侵害してはならない。
- 生産パートナーは、第三者の企業秘密・ノウハウ等の情報を不当・不適切な手段で入手し、または入手しようとする行為および当該第三者の許可なくこれを利用することをしてはならない。

<品質と安全性の確保>

【品質の確保】

- 生産パートナーは、商品・サービスの安全性を確保するとともに、お客様およびワークマンが求める品質の維持・向上に努めなければならない。

<人権課題への取組>

【人権の尊重・差別の禁止】

- 生産パートナーは、あらゆるステークホルダーの人権を尊重し、人種、性別、肌の色、国籍、信仰、年齢、妊娠、婚姻状況、社会的又は民族的出自、性的指向、政治的意見、障がい、労働組合への参加・不参加、又はその他の状況による差別をしてはならない。

【ハラスメントの禁止】

- 生産パートナーは、職場において、肉体的又は精神的な暴力・虐待がなされないようにする義務を負う。
- 生産パートナーは、職場において、性的嫌がらせを含む一切のハラスメントが行なわれないようにする義務を負う。
特に、生産パートナーは、法令等及び就業規則に違反する従業員に対して、暴力・虐待又はハラスメントによる安易な解決を目指すのではなく、就業規則等に定めた懲戒手続きによって解決しなければならない。

【児童労働・強制労働の禁止】

- 生産パートナーは、たとえ法令等に違反しなくとも、15歳又は義務教育を修了する年齢のいずれか高い年齢未満の者を労働に従事させてはならない。
- 生産パートナーは、たとえ法令等に違反しなくとも、労働者個人の自由な意思に反して労働をさせてはならない。例えば、拘束労働、強制労働、奴隷労働、又は人身取引を通じた労働をさせてはならない。
- 生産パートナーは、労働者に対し、労働とは無関係に労働者を心理的又は法的に拘束すること等を目的

として、労働者の個人的な財物、情報等の提供を要求してはならない。また、労働者の移動の自由は、これを制限してはならない。

【労働組合結成の自由】

- 生産パートナーは、労働者が集団を結成し、また集団で会社と交渉することを認め、かつこれを尊重しなければならない。

<働きやすい職場環境の整備>

【労働安全衛生の徹底】

- 生産パートナーは、すべての労働者を個人として尊重するとともに、良好な職場環境の維持・向上に努めなければならない。また、生産パートナーは、労働者が安全に労務を提供できるような環境を提供する義務を負う。
- 生産パートナーは、建物その他の構造物について防災対策がとられていること、工場機械その他の設備について安全対策がとられていること、及び、労働環境が衛生な状態にあり、かつ化学物質が適切に管理されていることを保障しなければならない。労働者に対して居住場所を提供する場合は、当該場所についても同様の基準を保障しなければならない。

【ディーセントワークの実現】

- 生産パートナーは、法令等に基づいて労働者と労働契約を締結し、賃金及び諸手当を支払わなければならない。
- 生産パートナーは、労働者に対して、残業時間については割増賃金を支払わなければならない。
- 賃金の額は、法令等によって保障された最低の金額以上でなければならない。労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが可能な金額でなければならない。また、当該金額より現在の賃金が高いことのみを根拠に、賃金を減額してはならない。
- 生産パートナーは懲罰を目的とした金銭の控除をしてはならない。

【ワークライフバランスの確保】

- 生産パートナーは、法令等に定められた労働時間を遵守しなければならない。いかなる状況においても法令等で定められた労働時間の上限を超えた労働を強いてはならない。
- 生産パートナーは、労働者に法定以上の休暇を与えなくてはならない。

<環境保全に向けた体制整備>

【環境関連法令の遵守】

- 生産パートナーは環境に関連するすべての法令等を遵守するだけでなく、よりよい地域環境作りに努めなければならない。

【生物多様性への配慮】

- 生産パートナーは、環境保全と自然との調和を図るため、生物多様性及び生態系に対する自社事業の影響を把握し、継続的な改善に努めなければならない。

<環境負荷低減への取組>

【環境負荷物質の排出の削減】

- 生産パートナーは、事業活動において、環境負荷物質の安全な管理を行うとともに、その使用および排出を削減し、環境汚染の予防に努めなければならない。

【資源の有効活用】

- 生産パートナーは、原材料、エネルギー、水の使用量の削減、ならびに、廃棄物の削減や再利用等、資源の有効活用に積極的に取り組まなければならない。

【温室効果ガスの排出量削減】

- 生産パートナーは、商品のライフサイクルを通じた温室効果ガス排出削減に取り組まなければならない。

<より良いパートナー関係の構築に向けて>

【本ガイドラインの遵守】

- 生産パートナーは、本ガイドラインを理解し、遵守をしなければならない。
- 生産パートナーは、本ガイドラインの内容の実践に必要な事項について、教育などを通じて役職員に周知・啓発を徹底しなければならない。

【再委託及び資材調達】

- 生産パートナーは、ワークマンから受けた発注を下請業者に再委託する場合、当該再委託先の事業活動が本ガイドラインに沿うものであることを保証しなければならない。
- また、生産パートナーは、商品を製造するために必要な原材料等を外部から調達する場合、本ガイドラインに違反した事業活動を行う調達先を選定してはならない。
- 生産パートナーが再委託又は原材料等の調達をしようとするときは、取引を開始する前にワークマンの承諾を得なければならない。

【誠実性】

- ワークマンは、生産パートナーとのすべての取引がコンプライアンスを遵守したものでなければならないと考えている。例えば、ワークマンは、賄賂、書類の隠蔽・偽造、詐欺的行為その他一切の非倫理的な行動を許容しない。

【継続的な改善】

- 生産パートナーは、本ガイドラインを遵守するために、継続的な改善に努めなければならない。
- 生産パートナーは、本ガイドラインへの遵守状況を確認するため、ワークマンが労働者にコンタクトすること、生産パートナーの施設に立ち入ること、及び関連文書にアクセスすることを許可しなければならない。
- 本ガイドラインへの違反が発見された場合、生産パートナーは速やかにワークマンへ報告し、問題となった事項について、ワークマンとともに是正に努めなければならない。